

監 第 9 0 号

令和2年12月28日

藤井寺市長 様
藤井寺市議会議員 様

藤井寺市監査委員
藤井寺市監査委員

監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を提出する。

令和2年度 定期監査報告書

1. 監査対象機関

【都市整備部】 都市計画課、まち建設課、まち保全課、農とみどり保全課、
下水道総務課、下水道工務課

【財政的援助等】 上記所管の財政的援助に係るもの

2. 監査対象事務

令和2年度における財務に関する事務及び行政事務の執行

（財政的援助等に係るものについては令和元年度及び令和2年度に関する事務）

3. 監 査 期 間

令和2年10月～令和2年12月25日

4. 監査の着眼点及び実施内容

藤井寺市監査基準に基づき、都市整備部所管の財務事務等の執行が、法令等に従い行われているかどうかの確認を主眼として、あらかじめ事務概要書と関係資料の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類を抽出して調査するとともに、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

5. 監査の結果

都市整備部の財務事務等の執行は、関係法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められたが、一部次のように改善を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講ずるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

また、改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を別紙様式（改善を要する事項に係る調書）により通知されたい。

改善を要する事項

<都市計画課>

- ① 景観法第63条第1項の規定に基づく景観地区内における建築物の計画の認定に係る起案文書において、専決決裁者（課長）の決裁を受けずに市長印を使用する事例が見られた。起案文書は内部の意思決定となるものであり、藤井寺市事務処理規程に基づいた専決決裁者の決裁を受けるよう適正な事務処理を行われたい。
- ② 藤井寺市既存民間建築物耐震診断補助金において、補助金交付額確定通知書は様式第10号（第13条関係）となっているが、同補助金交付要綱第13条では様式第11号である。また、補助金交付申請書に修正テープを使用している事例が見られた。十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。
- ③ 藤井寺市木造住宅耐震改修等補助金において、補助金交付申請書が様式第2号（第8条関係）となっているが、同補助金交付要綱では様式第1号（第7条関係）である。また、同補助金交付要綱に補助対象者は補助対象建築物に関する固定資産税及び都市計画税を滞納していないことと規定されているが確認できる書類の提出がなく、さらに添付書類の契約書に記載漏れ等の不備がある事例が散見された。十分に確認し、適正な事務処理を行われたい。
- ④ 藤井寺市開発指導要綱協議申請書において、工事施工者住所氏名、工事着手予定年月日、工事完了予定年月日、委任状に記載漏れが見られた。申請書を収受する際、申請者に指導徹底されたい。

なお、この件については、前回の定期監査でも指摘した事項であり遺漏がないよう適

正な事務執行に努められたい。

<まち建設課>

- ① 駐車対策事業補助金の起案文書において、一括で概算交付しているが、同補助金交付要綱で定める特に必要があると認める理由の記載がない。同補助金交付要綱に基づき、適正な事務処理を行われたい。

<まち保全課>

- ① 起案文書において、契約条件（契約保証金及び支払方法等）の記載漏れや誤記載、訂正印の誤りや漏れ、所属名誤り、保存年限及び決裁日漏れ、一部鉛筆書きのものが見られた。鉛筆や修正テープ等の使用は、文書改ざんの疑念を生じさせることとなり、必ずボールペンを使用し、訂正箇所については、二重線で訂正のうえ訂正印を押印するなど、藤井寺市文書取扱規程に基づいた事務処理を行われたい。

また、起案文書は事務執行にあたり、目的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものであるため、起票者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。

- ② 建設廃棄物処理委託契約において、予算執行を行うにあたり、その目的・内容と予算執行方法についての内部の意思決定となる執行伺の作成がない。また、一部の契約書の件名が産業廃棄物処分委託基本契約書となっており、起案文書と業務名称が統一されていないものや、契約書の契約年月日及び委託期間に記載漏れがある事例が見られた。十分に確認し、適正な事務処理を行われたい。

- ③ 防災第2ポンプ場自家用電気工作物保安管理業務において、契約書に契約保証金に関

する条項が規定されていない。藤井寺市財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。

④ 道路反射鏡外設置工事（単価契約）において入札経過書の決定金額（税込）を鉛筆書きで訂正している。金額及び公表書類に誤りはないものの、十分に確認し、適正な事務処理を行われたい。

⑤ 道路台帳システム保守業務特記仕様書に規定する書類、藤井寺市違法駐車等防止活動業務委託契約書及び仕様書に規定する業務着手届や業務従事者名簿が提出されていない。契約書及び仕様書を十分に確認し、契約相手方の管理指導を徹底するとともに適正な事務処理に努められたい。

<農とみどり保全課>

① 起案文書に契約条件（契約保証金及び支払方法等）や随意契約理由の記載がないものが散見され、一部訂正印漏れや誤記載が見られた。訂正箇所については、二重線で訂正のうえ訂正印を押印するなど、藤井寺市文書取扱規程に基づいた事務処理を行われたい。

また、起案文書は事務執行にあたり、目的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものであるため、起票者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。

② 藤井寺市農業水路浚渫補助金、藤井寺市実行組合長会補助金、藤井寺市朝市連絡協議会補助金の起案文書において、一括で概算交付しているが、同補助金交付要綱で定める特に必要があると認める理由の記載がない。藤井寺市補助金交付規則及び同補助金交付要綱に基づき、適正な事務処理を行われたい。

- ③ 都市公園の占用許可及び行政財産の使用許可の申請書において、記載漏れや誤記載、一部鉛筆書きが見られた。鉛筆や修正テープ等の使用は文書改ざんの疑念を生じさせることとなり、収受する際は必ずボールペンを使用のうえ記載されているか十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。

- ④ 大水川散策公園緑道法面除草業務において、仕様書に規定される業務主任技術者選任通知書が提出されていない。契約書及び仕様書を十分に確認し、契約相手方の管理指導を徹底するとともに適正な事務処理に努められたい。

<下水道総務課>

- ① 起案文書において、契約条件（契約保証金及び支払方法）の記載漏れや誤記載、一部鉛筆書きのものが見られた。鉛筆や修正テープ等の使用は、文書改ざんの疑念を生じさせることとなり、必ずボールペンを使用し、訂正箇所については、二重線で訂正のうえ訂正印を押印するなど、藤井寺市文書取扱規程に基づいた事務処理を行われたい。

また、起案文書は事務執行にあたり、目的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものであるため、起票者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。

- ② 公共汚水柵設置業務委託の起案文書において、専決決裁者（課長）の決裁印がない。
またマンホールポンプ貯留施設維持管理業務等の起案文書において、既に決裁日が令和2年4月1日と印字されたものを使用し、決裁されているものが数件見られた。起案文書は内部の意思決定となるものであり、藤井寺市事務処理規程及び藤井寺市文書取扱規定に基づき、専決決裁者の決裁を受け、決裁日を手書きで記入するよう適正な事務処理

を行われたい。

<下水道工務課>

- ① 舗装復旧工事の着手届に相手方の法人印がないものが見られた。契約相手方の管理指導を徹底するとともに、十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。